

無実を訴える死刑囚

鶴見事件の高橋和利さん

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）
東京都荒川区南千住1-59-6-302

街を行く皆さん。10月30日に、東京高裁で判決が言い渡される「鶴見事件」をご存知でしょうか。

鶴見事件とは、1988年6月20日、横浜市鶴見区で金融業者夫婦が殺害され、1200万円が奪われた事件です。

★★★

金を持ち去った高橋和利さんが、7月1日に逮捕されました。そして、「自白しないと奥さんと甥っ子をしょっ引いてきて、徹底的に調べるぞ」と脅され、トイレにも行かせてもらえず、殴る蹴るの暴行を加えられ、嘘の自白をしてしまったのです。高橋さんは一審法廷でこの時の心境を次のように述べています。

「女房たちをこちらに連れてこられると、家に猫や犬を飼っていたので、それらの食事なんかのことを考えて…刑事にいつまでも強情を張っていると検事や裁判官の心証が悪くなるから、今日のところは一応認めて白黒は裁判所でつけてもらえ。一回認めても大丈夫だと言われました。そこで今日のところはいったん認めておこうという気持ちになったのです」

高橋さんは、7月22日に強盗殺人で起訴されましたが、「現場に行ったらご夫婦が死んでいました。資金繰りに追われていた私は、とっさに魔がさしてしまい、その場にあった金を持って逃げました。しかし、殺したのは絶対に私ではありません。遺体の状況（殺害と無関係な刺し傷が50箇所以上ある）から怨恨による犯行は明らかですが、私には動機がありません。恨もうにも恨みの源泉がないのですから」と、以後一貫して殺人について無実を主張しています。しかし、7年後の1995年9月、死刑判決を受けました。

★★★

この事件の犯人を高橋さんとするのには、数々の矛盾があります。白昼に単独犯が夫婦2人を同時に殺害することは不可能であるので、警察は、「夫が先に殺され、その後外出から戻ってきた妻が殺された」という調書を、高橋さんの「自白」として作りました。しかし、妻が外出したという形跡は全くありません。

また、ボールとドライバーが凶器とされる調書も作られていますが、ボールとドライバーでは、遺体の損傷は全く説明できません。高橋さんが本当の犯人であれば、このように殺害順序や凶器を間違えるでしょうか。

また、預金通帳と銀行印の入った黒い鞆と重要書類が入った布袋がなくなっていますが、高橋さんはそれらの存在も知らなかったのです。それらは、内情に詳しい真犯人が持ち去ったと思われるます。

第21回公判では「犯行時間とされる時間帯に高橋さんから電話をもらった」とある女性がはっきり証言しました。高橋さんにはアリバイもあるのです。

☆☆☆

まだまだ不可解なことが多いこの事件について、主任弁護士である大河内秀明氏が『無実でも死刑、真犯人はどこに』（現代企画室）という本を書いています。

「無実でも死刑」、このタイトルのようなことが、この日本において、過去も何回かあったし、今もあります。とりかえしのつかない「死刑制度」について、もう一度考えてみませんか。

☆☆☆

高橋さんも東京拘置所の中から無実を訴えている死刑囚の一人です。